

# 防災計画（暴風雨・豪雨・洪水）

## 1. 目的

- (1) 学校は、児童の安全を期して、想定される危機に関して情報収集に努める。
- (2) 台風による風水害から児童を守るための対策を講じる。
- (3) 風水害等による被害（備品等）の軽減を図るための対策を講じる。
- (4) 風水害等による被害（施設・備品等）の状況把握とその対処に努める。

## 2. 対策の内容

### (1) 情報収集

- ①マスコミによる情報…新聞・TV等
- ②ネット情報…水防観測情報（国土交通省発信）1時間ごとの水位を確認
- ③四万十川上流の情報
  - 幡多消防署西土佐分署 52-1143 西土佐江川崎 2405-1  
上流の降水量やダムの放水量とその時刻の情報が得られる
  - 民宿「せんば」 54-1002 西土佐口屋内 260  
民宿前の沈下橋の水位情報が得られる
  - 大川観光（キャンプ場） 38-2911  
勝間の沈下橋の水位情報が得られる
- ④防災無線による情報
  - 適宜、四万十市の防災情報が得られる

### (2) 児童生徒を守るための対策を講じる

- ①事前の台風や集中豪雨等の状況を把握し、近隣校と連絡体勢をとる。（大川筋中学校）
  - 台風の状況（位置、風速、雨量）
  - 校下の状況把握（保護者、各区長）
  - 沈下橋（勝間、高瀬、三里）の水位を確認
- ②登校に際して、警報（大雨・洪水）が発令されている場合
  - 児童は無理に登校させない
  - 職員の出勤は危険を回避して適宜行う
    - 臨時休校の場合…近隣校と情報交換で決定  
連絡網で各家庭に連絡徹底（前日或いは当日）  
教育委員会に報告
    - 自宅待機の場合…近隣校と情報交換で決定  
連絡網で各家庭に連絡徹底（当日）  
教育委員会に報告
- ③下校に際して、警報（大雨・洪水）が発令されている場合（当日）
  - 児童の安全を最優先として、無理に下校させない
    - 校区を巡回し、下校が適切でないと判断した場合  
学校で一時避難させる（保護者に連絡）  
・しまんと学級（学童保育）は指導員で対応し学校で待機

○早めに下校させたほうがよいと判断した場合

※判断基準

☆降り始めからの雨量及び時間雨量の確認

☆大雨・洪水警報の気象情報の確認

☆四万十川の水位確認

☆通学路浸水状況の確認

※下校時の注意

☆通学路の安全を図り、集団下校などの方法で下校

危険箇所に職員を適宜配置

☆家庭に大人（中学生以上）がいない場合は担任が連絡

☆家庭の都合により、早めに下校させることができない児童は学校で待機

(確認事項)

①保護者が迎えに来る。

②他の保護者に依頼する。 年 \_\_\_\_\_ さんの保護者

③学校が自宅に送る。 \_\_\_\_\_ が引率

(3) 校内での台風・災害に備えて

#### 【職員室】

- ①TV、ネット等で気象情報を確認する。
- ②校内で浸水の恐れがある箇所は、定期的に見回る、危険な状況かどうか確認する。
- ③床上浸水が予想される場合は、諸文書・表帳簿等を可能な限りコンテナに入れ2階へ移動する。
- ④PCのバックアップデータをPC室に移動する。

#### 【校舎（体育館・倉庫を含む）内外】

- ①窓ガラスにひびが入っていないか、がたつきはないか日頃から点検しておく。
- ②雨漏りの箇所も確認しておく。
- ③施錠を確認する。
- ④強風により飛ばされそうな物は校舎内へ入れる。

#### 【校舎（体育館・倉庫・飼育小屋を含む）の屋根・外壁等】

- ①腐食、浮き、めくれやはがれている箇所を確認しておく。
- ②場合によっては、固定や防水対策を講じておく。

#### (4) 学校が甚大な被害に遭った場合（床上浸水）

##### ①現状を把握し必要な連絡体制をとる。

- 教育委員会へ報告する。
- 職員に連絡網で連絡し対応事項を確認する。  
併せて、児童・保護者への連絡（学校の状況や登校について）や協力依頼
- 校長会等の組織（事務局）に協力を依頼する。

##### ②冠水した物品を校庭又は2階へ移動する。

（校庭へ）…ボランティア可

- 備品を中心に洗浄する物、廃棄する物を仕分けする。
- 廃棄備品は写真撮影が終了してから廃棄する。
- 洗浄した備品置きにビニールシートを用意する。

（2階へ）

- 冠水した文書・表帳簿は2階へ移動する。（透明なビニール袋がよい）
- 金庫の中の重要書類は、2階の施錠できる部屋に保管する。
- 個人で管理する文書等は個人名を入れる。

（体育館で）

- 体育館で廃棄文書等の分別（事務職部会の協力を得る）

★冠水被害のある施設・備品は全て破損状況を写真撮影しておく。

**修繕や買替え等、災害復旧に国庫補助を求める場合に必要となる。**

※文部科学省の査定官の弁『万人が見てもわかる証拠を示すこと』

『あくまでも現状復帰であること』…を厳しく指摘

※施設の破損状態は、各室の全景と破損箇所を撮影すること。

##### ③施設の洗浄作業…ボランティア可

- 消防団にポンプ洗浄を依頼する。（他地域の場合は、委員会を通して依頼）
- 水が出ない場合は、給水車を依頼する。（高圧洗浄機が有効）
- 雑巾、掃除道具等を調達する。

### 3. その他